

臨時的任用職員及び特定会計年度任用職員（非常勤講師）の勤務条件等について（令和8年度任用）

福島県教育委員会
特別支援教育課

（注）※記載内容については、今後変更される場合もあります。
※任用期間等により取扱いが異なる場合があります。

2025/10/1現在

（1）常勤講師、養護助教諭、期限付実習助手、期限付寄宿舍指導員

勤務時間	週当たり38時間45分（ただし、校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り）
休憩時間	45分（校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り）
週休日・休日	日曜日及び土曜日・休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までの日）
休暇等	年次有給休暇…採用月数に応じて付与、病気休暇、特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）
給料（月額）	基本給与 大学新卒（4年制）の場合 251,700円（1級25号給）（令和7年度）
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等 退職手当（勤続期間が6か月以上の場合）
支払方法	毎月21日に支給（原則）
昇給	なし ※任用の都度、給料月額が決定されます
期末・勤勉手当	6月及び12月に支給
退職手当	一般の退職手当は、原則として、退職日から1か月以内に支給されます。失業者の退職手当は、勤続期間が12か月以上で退職した者で、失業状態にある者のうち、一定の条件に該当する場合に支給されます。
公務災害	地方公務員災害補償法の適用あり
社会保険	当初の任用期間が2月を越える場合は、任用初日から加入

（2）特定会計年度任用職員（非常勤講師）

①時間講師	
勤務日	校長が定めます
勤務時間	校長が定めます
休憩時間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有給休暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇（忌引休暇等）
報酬	時間単位 2,890円（令和7年度）
費用弁償	通勤手当に相当
支払方法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給（原則）
昇給	なし
期末・勤勉手当	支給対象となる場合があります
退職手当	支給されません
公務災害	労働者災害補償保険法の適用あり
社会保険	国民健康保険等に参加
②医療的ケア非常勤講師（看護師）	
勤務日	1週間につき5日以内、1年間につき210日以内とし、校長が定めます
勤務時間	1日につき7時間45分以内、1週間につき30時間以内とし、校長が定めます
休憩時間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有給休暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇（忌引休暇等）
報酬	時間単位 2,240円（令和7年度）
費用弁償	通勤手当に相当
支払方法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給（原則）
昇給	なし
期末・勤勉手当	支給対象となる場合があります
退職手当	支給されません
公務災害	労働者災害補償保険法の適用あり
社会保険	厚生年金保険等に参加